

広島市立病院機構電子カルテ・部門システム統合整備計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

当機構では、令和10年度に電子カルテを中心とする基幹システム・情報インフラの更新を予定している。

更新にあたっては、病院ごとに独立したシステムとして整備してきた電子カルテや部門システム・情報インフラを、一つの病院群として統一された情報システムとして整備を行うこととするため、整備に関する基本的な考え方、方針、機能要件、セキュリティ要件、運用管理・保守要件、更新計画等を整理した「電子カルテ・部門システム統合整備計画」を策定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市立病院機構電子カルテ・部門システム統合整備計画策定業務

(2) 業務内容

「広島市立病院機構電子カルテ・部門システム統合整備計画策定業務 基本仕様書」のとおり。

(3) 履行場所

広島市立病院機構

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 提案見積上限額

69,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 担当部署

〒730-8518

広島市中区基町7番33号（広島市民病院東棟10階内）

本部事務局 財務課 情報システム係

電話 082-569-7866

E-mail kanrisha@hcho.jp

5 スケジュール

主なスケジュール次のとおり。

(1) 実施要領の配布開始（公告日）

令和5年11月27日（月）

- (2) 質問書提出期限
令和5年12月8日(金)
- (3) 参加申込期限
令和5年12月18日(月)
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和5年12月28日(木)
- (5) プレゼンテーション
令和6年1月15日(月) (予定)
- (6) 契約締結
令和6年1月下旬(予定)
- (7) 履行開始日
令和6年2月上旬(予定)

6 参加申込み

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかの写し。〔電子納税証明書は不可〕 証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。
 - ウ 広島市税の納税証明書(写しでも可)
「令和〇〇年〇月〇〇日 直近の証明可能な日 以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。 証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がないことを証明する証明書にかえて、その旨の「申立書」(様式9)を提出すること。
 - エ 業務実績(様式2)
- (2) 提出部数
1部
- (3) 申込期間
公示日から令和5年12月18日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
上記4に同じ。
- (5) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式
様式3を使用すること。
- (2) 受付期間
公示日から令和5年12月8日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 受付場所
上記4に同じ。
- (4) 提出方法
質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。
- (5) 質問に対する回答
質問者に直接回答(電子メール)するほか広島市立病院機構(以下、「病院機構」という。)のホームページへ掲載する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(指定様式はA4判とする。)
企画提案書(様式4)に次の書類を添付し提出すること。
提案者名 住所、商号・名称、代表者職氏名 の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。
ア 実施方針(様式5)
イ 実施体制(様式6)
ウ 業務の実施内容及び手法(様式7)
エ 提案見積書(様式8)
- (2) 提出部数
正本1部、副本10部
提出書類ア～エの番号順、様式番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。
また、CD-RもしくはDVD-R等の電子データを記録したものを2部提出すること。
- (3) 提出期間
参加表明書を担当部署に提出した日から令和5年12月28日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
上記4に同じ。
- (5) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

9 審査方法

- (1) 優先交渉権者の選定の審査は、広島市立病院機構電子カルテ・部門システム統合整備計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。委員の職名は次のとおりである。

委員長 本部事務局長

委員 広島市民病院 医療情報委員会委員長

北部医療センター安佐市民病院 病院長

舟入市民病院 病院長

リハビリテーション病院 放射線科主任技師

本部事務局次長

本部事務局財務課 財務課長

本部事務局財務課 情報・DX戦略担当課長

- (2) プレゼンテーション日程等

ア 日時

令和6年1月15日（月）（予定）

開始時間、場所等の詳細は、対象者に文書で通知する。

イ 場所

広島市民病院西棟4階 院長室横会議室（予定）

ウ 次第

(ア) 担当部署からの説明

(イ) 企画提案書による提案（1提案30分以内）

(ウ) 質疑応答

(エ) 提案者退場

(オ) 審査

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクターなど）を使用するときは、事前に担当部署に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者の人数は3人以内とし、上記8の(1)イ 実施体制（様式6）で提案する、統括責任者又は主任担当者いずれかがプレゼンテーションで説明すること。

- (3) 審査基準

別紙のとおり

- (4) 受託候補者の選定

ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

なお、企画提案内容の水準を確保するため、得点が、審査基準に基づく配点の合計点の6割を満たさない場合は、最高順位であっても選外とする。

ウ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定する。

(ア) 各提案者の「企画提案に対する評価(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、その評価点の高い者

(イ) 上記(ア)の評価点が高点の場合は、くじにより決定する。

10 審査結果の通知

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果（応募者の自己の得点及び受託候補者の商号・得点）を参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者全員の商号及び得点（審査項目毎の得点）を公表する。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立病院機構電子カルテ・部門システム統合整備計画策定業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

令和6年1月下旬（予定）

(3) 履行開始日

令和6年2月上旬（予定）

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書（案）」のとおり

※ 消費税及び地方消費税加算後の1年度当たりの委託契約金額の端数処理は、1円未満を切り捨てるものとする。

(5) 契約保証金

契約締結日までに、契約金額予定総額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

12 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。